

別表第 2 (第 21 条関係)

用途区分	自動車	自転車・バイク
戸建分譲	1 宅地に 1 台以上	1 宅地に 2 台以上
共同住宅等 (社宅等を含む)	1 戸に 1 台以上	1 戸に 1.5 台以上
ワンルーム形式 共同住宅等 (寄宿舍等を含む)	住戸総数の 50% 以上の台数	住戸総数の 100% 以上の台数
一般事務所、店 舗、銀行、飲食 店、医療施設等	その用途に供する床面積 200 m <sup>2</sup> 毎に 1 台以上	店 舗—床面積 20 m <sup>2</sup> 毎に 1 台 以上 銀 行—床面積 25 m <sup>2</sup> 毎に 1 台 以上 飲 食 店—床面積 30 m <sup>2</sup> 毎に 1 台 以上 上記以外—その用途に必要な 台数の算定書を作成し 協議
百貨店、スーパ ー等	その用途に供する床面積 50 m <sup>2</sup> 毎に 1 台以上	床面積 20 m <sup>2</sup> 毎に 1 台以上
工場、倉庫等	必要となる台数の算定書を作成 し協議	必要となる台数の算定書を作成し 協議
上記以外	必要となる台数の算定書を作成 し協議	遊技場—床面積 15 m <sup>2</sup> 毎に 1 台 以上 上記以外—その用途に必要な 台数の算定書を作成し 協議

備考

- 用途区分の「上記以外」とは、遊技場、スポーツ施設、ホテル等をいう。
- 台数算定上の 1 台当たりの寸法の基準は、次のとおりとする。
  - 普通車 全長 5.0 m × 全幅 2.5 m 以上
  - 大型車 全長 8.4 m × 全幅 3.0 m 以上
  - 自転車 全長 2.0 m × 全幅 0.5 m 以上
  - バイク 全長 2.0 m × 全幅 0.7 m 以上
- 自動車、自転車、バイクの駐車場等必要台数の算定時に端数が生じたときは、切り上げるものとする。
- 戸建分譲住宅を除き、自動車駐車場の必要台数を敷地内に確保することができない場合は、原則として必要台数の 50% を限度とし近隣地に確保することができる。この場合、駐車場確保に関する誓約書等を提出するとともに、当該建物の使用開始時までには駐車場を示す案内板等を掲示するものとする。
- 工場、倉庫については、配車計画を明確にし、許容台数、有効駐車面積、車両荷さばき場、車両の最大集結時の待機場等の駐車施設を確保するものとする。また、駐車・配車計画書を提出し、その内容を図面に記載するものとする。